

予防接種はお済みですか？

千葉県内の市町村では、予防接種法に基づき、下記の予防接種を行っています。お子様だけでなく、大人の予防接種もあり、無料で接種できる対象年齢が決まっていますので、機会を逃すことがないように受けましょう。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



◇特に注意いただきたい定期予防接種

| いごも対象 | 予防接種名 | 対象年齢 | | 回数 |
|-------|-----------|------------|----------------------|----|
| | ジフテリア・破傷風 | 2期 | 11歳以上、13歳未満 | 1回 |
| | 麻しん・風しん | 2期 | 5歳以上、7歳未満で小学校入学前の1年間 | 1回 |
| | 日本脳炎*1 | 1期 | 生後6か月以上、7歳6か月未満 | 3回 |
| 2期 | | 9歳以上、13歳未満 | 1回 | |

*1 日本脳炎の対象は、特例があります。特例対象に該当するかは市町村にお尋ねください。

| 大人対象 | 予防接種名 | 対象年齢 |
|--------------------------------|-----------|----------------------------|
| | 風しん*2 | 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性 |
| | 高齢者肺炎球菌*3 | 65歳 |
| 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳*4 | | |

*2 ワクチン接種前に、抗体検査を受け抗体価の低い方が対象です。原則、麻しん・風しん混合ワクチンを接種します。令和元年度から3年間の期間限定です。

*3 過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けた方は対象外。市町村によって一部自己負担があります。

*4 この年齢は令和元年度から5年間限定。今回の対象接種年限りの機会となりますのでご注意ください。

お問い合わせ 千葉県健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2691

千葉県難病診療連携拠点病院について

千葉県では、平成30年より「早期診断」、「より身近な医療機関での適切な治療」、「治療と就労の両立支援」等を目指し、新たな難病の医療提供体制の構築に取り組んでいます。

○医療提供体制

難病は多様性、希少性のため、難病が疑われながらも診断がつくまで時間を要することがあります。このため、早期に正しい診断を受け、より身近な医療機関で適切な治療を受けることができるように、難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院、難病医療協力病院を指定しました。

下記ホームページに関係医療機関を掲載しておりますので、受診(紹介)先にお困りの方はぜひご相談ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/alle-nan/nanbyou-iryouteikyoutaiseiseibi.html> ▶



○就労支援等に関する相談

各地域難病相談支援センター・健康福祉センター(保健所)では、療養に関する相談に応じています。特に、就労と治療の両立に向けては各センターを介して社会保険労務士への相談ができます。



お問い合わせ 千葉県健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2662

旧優生保護法による不妊手術等を受けた方へお知らせ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行されました。同法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金(一律320万円)が支給されます。

◇対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

◇請求方法 ※請求は平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。

お住いの都道府県の窓口に請求書等必要書類を御提出ください。(郵送による提出も可能です。)

◇必要書類

- ① 請求書 旧優生保護法一時金支給請求書(様式1)
- ② 請求者の氏名、住所又は居住地が確認できる書類(住民票の写しなど)
- ③ 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書(様式2)
- ④ 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書(様式3)
- ⑤ 一時金の振り込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)

※各様式は、千葉県ホームページや厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

- その他請求に係る事実を証明する書類(参考となりうる書類があれば添付してください)

- 【書類の例】
- ・優生手術等の経緯についての関係者(親族等)からの証言
 - ・戸籍謄(抄)本等の子どもがいないことを確認できる書類
 - ・障害者手帳等の障害や疾病を有していたことが確認できる書類

受付・相談窓口 千葉県健康福祉部 児童家庭課 母子保健班

TEL 043-223-2332 FAX 043-224-4085

受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日) ※土日祝日、年末年始を除く

所在地 千葉市中央区市場町1-1千葉県庁本庁舎 13階

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html> ▶



『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律前文』

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々のご名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。